

令和 8 年度 (2026 年度)

東京都正規雇用転換
安定化支援助成金
(郵送・窓口) 申請の手引き



東京都産業労働局

令和 8 年 7 月 1 日 改定

目次

○令和 8 年度（2026 年度）の主な注意点	2
○東京都正規雇用転換安定化支援助成金 申請等について	3
1 助成金の目的	3
2 交付要件	3
3 交付額	12
4 手続きの流れ	13
5 受付期間等	14
6 書類の提出	14
7 交付決定通知	17
8 現地確認（進捗状況の確認）等について	17
9 支援事業の実施	18
10 額の確定通知	20
11 助成金の交付	20
12 交付決定の取消し、助成金の返還	20
13 注意事項等	21
○書類記入例・記入上の注意点等	22



注意事項

【令和 8 年 7 月 1 日改正】

○交付申請時に必要となる「キャリアアップ助成金」の支給申請書・支給決定通知書・支給決定番号等について、キャリアアップ助成金が 2 期制(第 1 期・第 2 期)となった以降に本助成金に申請される場合は、**第 1 期の支給申請書・支給決定通知書・支給決定番号等での受付**となります。

【令和 8 年度の主な改正】

- 助成金名が「正規雇用転換安定化支援助成金」に変更となりました。
- 対象労働者が 5 人まで申請できるようになりました。
- 介護支援制度整備加算(10 万円)が創設されました。

【申請にあたって】

- 申請にあたっては、必ず TOKYO はたらくネットに掲載している最新版の手引きを確認し、**令和 8 年度**の書類・様式をダウンロードして使用してください。
- 鉛筆・消せるボールペン、修正液・修正テープは使用禁止**です。
- 様式は必ず原本**を提出してください。印影・自署がカラーコピー又はデジタル処理されている様式は、**提出後に発覚した場合**も含め再提出となります。
- 受付期間終了間際に提出された交付申請書又は実績報告書に不備があった場合は、短い期限で再提出等を行うことになります。余裕をもってご提出ください。

【書類の修正・再提出について】

- 申請時には『申請の手引き』の記載内容をよく確認し、書類を作成してください。
- 誤って記入した際は、**印鑑証明書と同じ印鑑を用いて訂正印**を押してください。
- それ以外の方法で修正したものについては、原則として書類の再提出**になります。

【提出代行について】

都の審査担当者が申請内容、書類の体裁、誤字脱字等に関して確認する場合は、提出代行者にご連絡します。ただし、事業主の運営実態・労務環境、支援の取組み、就業規則等の内容についてのご確認は事業主と直接行います。(提出代行者からご連絡があってもご回答できません。)

【第 6 回の実績報告提出期間について】

- 第 6 回の実績報告の受付期間は、他の回よりも短く「3 月 1 日～16 日」**となっています。
- 受付期間内に提出書類がそろわない場合、助成金を受けられなくなることがあります。**
そのため、できるだけ第 1 回～第 5 回の受付回での申請をご検討ください。
- また、第 6 回で申請された方は、受付期間内のできるだけ早い時期に実績報告書をご提出いただけますよう、お願いいたします。

東京都正規雇用転換安定化支援助成金 申請等について

第1 助成金の目的

国が実施するキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「正社員化コース」という。）と連携し、計画的な育成計画の策定や退職金制度、結婚・育児支援制度、介護支援制度など、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備や賃上げを行った事業主に対して助成金を交付することにより、質の良い転換等の促進及び労働者の雇用安定を図ることを目的としています。

第2 交付要件

1 対象となる事業主

以下のすべてに該当する中小企業等であること。

※ 中小企業の区分は、国のキャリアアップ助成金に準じます。

- (1) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (2) 令和5年4月1日以降に対象労働者を転換等し、東京労働局長に対象労働者にかかる正社員化コースについて支給申請を行い、東京労働局長が支給決定をしていること。
- (3) 交付申請日時点及び支援期間終了時点で、正社員化コースで転換等した対象労働者が在籍し、支援可能な状況であること。
- (4) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (5) 法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納がないこと。なお、未納とは、納税義務があるにもかかわらず納付していないことをいいます。また、申告延長や納税猶予の手続きをされていても、未納がある場合は本助成金には申請することができません。
- (6) 交付申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
違法行為により罰則を受けた場合、労働基準監督署により送検された場合など法令違反があった事業主は申請できません。
- (7) 労働関係法令について次のアからケを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の地域別最低賃金額を上回っていること。
 - イ 固定残業制度（残業時間の有無にかかわらず、一定時間分の残業代を支払う制度）を取り入れている場合は、固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないこと。
 - エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
 - オ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。

- カ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。〔原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）〕
 - キ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
 - ク 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
 - ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
 - (9) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
 - (10) 上記（1）～（9）のすべてを満たした場合でも、知事が適正と認めない場合は、交付対象とならないことがあります。

2 対象となる労働者

以下のすべてに該当する労働者であること。

- (1) 正社員化コースの支給要件を満たしたうえで、その支給対象となった労働者であること。
- (2) 令和5年4月1日以降に都内事業所(※1)において転換又は直接雇用された労働者であること。（「東京都正規雇用転換安定化支援助成金」の交付決定を受けている同一の対象労働者は本助成金の対象とはなりません。一度でも使用した(※2)国の『キャリアアップ助成金 支給決定通知書』及び『支給決定番号』（同一の決定番号の対象労働者すべて含む）は使用できません。）

※1「事業所」とは、雇用保険適用事業所を含め、実際に労働者が勤務する事務所（出張所・営業所・店舗等を含む）をいいます。

なお、派遣労働者の場合は派遣元の事務所、出向者の場合は出向元の事務所、テレワーク利用者（在宅勤務、サテライトオフィス勤務など）の場合は所属する事務所を事業所とします。

※2「使用した」とは、東京都正規雇用転換安定化支援助成金の交付申請を行い、かつ撤回届提出期限までに申請撤回届（様式5号）を提出していない場合のことを言います。

- (3) 転換等された日から支援期間（3か月間）終了日まで、引き続き同一の事業主との間で転換又は直接雇用後の雇用区分の状態が1年以上継続し、都内の事業所に継続して勤務している労働者で、かつ、有期雇用労働者（期間の定めのある労働者をいう。）ではないこと。
なお、派遣労働者の場合は派遣元の事業所が、出向者の場合は出向元の事業所が、テレワーク利用者の場合は所属する事業所がそれぞれ都内であることが必要です。

3 支援事業等の実施

(1) 支援事業

交付申請した事業主は、対象労働者に対して、支援期間（3 か月間）のうちに以下の支援事業を行うこと。

ア 3 年間の指導育成計画書の策定

イ メンター（指導育成者）の選任及びメンターによる 3 回以上（3 日以上）の指導

ウ 指導育成計画書に基づく研修の実施

【注意事項】

①東京労働局長より正社員化コースの支給決定を受けた対象労働者が 5 人以上いる場合、都への申請にあたっては、5 人以内の範囲で労働者を選び申請してください。

②撤回届提出期限の翌日以降は、対象労働者の変更や追加はできません。

また、撤回届提出期限の翌日以降に事業計画を中止した場合は、年度内の申請回数にカウントされ、交付金額も使用されたものとみなします。

(2) 退職金制度整備加算

新たに退職金制度を整備（導入）して加算を受ける事業主は、(1) の実施のほか、支援期間中に以下のいずれかを行うこと。

ア 新たに退職金制度を整備し、労働基準監督署へ就業規則、賃金規程、退職金規程、そのほかこれらに付随するもの（以下「就業規則等」という。）の届出を行い施行する。

イ 新たに独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が運営する中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）に事業主として加入し、退職金共済手帳の交付を受けること。

【交付申請時の注意事項】

①以下のア又はイに該当する場合、退職金制度が無いとみなします。

ア 就業規則等に退職金に関する記載が全くない。

イ 就業規則等に退職金は支給しない旨の記載がある。

②支援期間開始前に、既に退職金制度が就業規則等に定められている場合や既に中退共制度その他の退職金共済制度等（建設業退職金共済制度、林業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、特定退職者共済制度等）に加入している場合（従業員の一部のみが加入している場合を含む）は申請できません。

③交付申請時に直近の退職金規定の無いことが分かる就業規則等（所轄労働基準監督署の届出印のあるもの）を提出し支援期間開始後すみやかに着手し支援期間中に手続きを完了してください。

④交付申請時に退職金制度が無いことを確認するため、交付申請日前の施行日になっている最新の就業規則等（監督署の受付印のあるもの）をご提出ください。

⑤以下のア、イ又はウに該当する場合、本助成金の退職金制度整備加算の申請はできません。

ア 本助成金（正規雇用等転換安定化支援助成金含む）の退職金制度整備加算を以前に申請し、退職金制度整備加算の交付決定（一部中止した場合を含む）を受けた。

イ 就職氷河期世代等安定就業サポート助成金（就職氷河期世代等待遇向上支援助成金含む）又は若者世代職場定着促進助成金の退職金制度整備加算を以前に申請し、退職金制度整備加算の交付決定（一部中止した場合を含む）を受けた。

ウ 平成 29 年度まで実施していた「東京都正規雇用転換促進助成金」の中退共加算を申請し、中退共加算の支給決定（一部中止した場合を含む）を受けた。

【制度整備時の注意事項】

①退職金制度を導入し、就業規則等を労働基準監督署に届け出る場合、改正後の就業規則等（退職金規程含む）の施行日及び労働基準監督署の受付印が支援期間外の日付であった場合は加算対象外となりますのでご注意ください。

②中退共制度への加入による加算対象となる中小企業事業主は、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 1 項に規定する事業主となります。

③個人型の確定拠出年金制度（例：ideco、ideco+）を新たに導入することによる退職金制度の整備は加算の対象とはなりません。

（３）結婚・育児支援制度整備加算

結婚・育児支援制度を整備（導入）して加算を受ける事業主は、（１）の実施のほか、支援期間中に下記に掲げる結婚・育児支援制度のうち、休暇制度から２つ、又は休暇制度及び一時金制度から１つずつ選び、整備（導入）してください。

休暇制度	①結婚休暇	従業員が結婚する場合に、1 日以上の有給休暇を取得できること。	
	②母子保健健診休暇	母子保健健診休暇を、すべて有給休暇として取得できること。	
	③妊娠出産休暇	産前産後休業期間に連続した有給休暇を1 日以上取得できること。	
	④出産支援休暇	配偶者の出産を支援するために、1 日以上の有給休暇を取得できること。	
	⑤子どもの看護等休暇 (ア及びイを両方とも満たしていること)	ア 子の看護等休暇（育児・介護休業法第 16 条の 2、小学校 3 年生まで）を、すべて有給休暇として取得できること。	
イ 子が小学校 4 年生から 6 年生に就学している間、子の看護等休暇を年間 1 日以上、有給休暇として取得できること。			
⑥一時金制度 (アからエのうちから、いずれか一つ選ぶこと)	ア 結婚祝い金	従業員が結婚した場合に支給。	
	イ 新居の移転に伴う一時金	従業員が結婚のために新居に引っ越した場合、その費用の一部を支給。	
	ウ 出産祝い金	従業員又は従業員の配偶者が出産した場合に支給。	
	エ 入学祝い金	従業員の子が小学校又は中学校に入学する場合に支給。	

【各支援制度の注意事項】

②母子保健健診休暇（均等法第 12 条）

事業主が、妊娠中の女性労働者が妊娠週数に応じて保健指導又は健康診査等を受診するために確保しなければならない回数は以下の通りです。（均等法施行規則第 2 条の 4）

○妊娠中

- ・妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回
- ・妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回
- ・妊娠 36 週以後出産までは 1 週間に 1 回

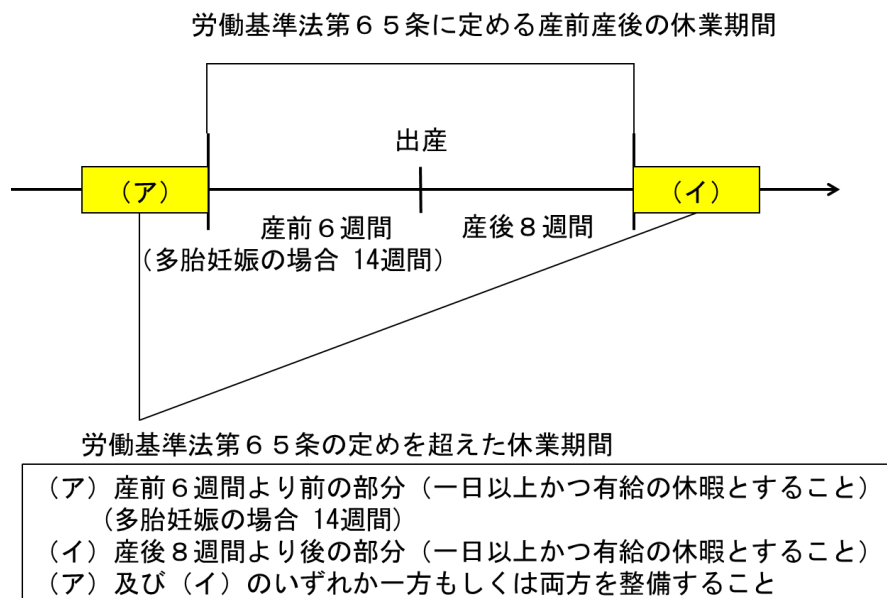
○産後（出産後 1 年以内）

- ・医師等の指示に従って必要な時間を確保する。

③妊娠出産休暇

以下の図に示す通り、産前産後休業期間（労基法第 65 条）について、労働基準法第 65 条に定める休業期間と**連続した期間（一労働日以上）を、有給休暇として**取得できるよう整備してください。

就業規則に、産前産後休業期間に連続する有給休暇であることを明記してください。
連続した日が日曜祝日等の会社が休みの日の場合は、営業日が連続する日に有給休暇を取得することが必要です。



④出産支援休暇

出産日などが土日祝日などの会社の休日に重なった場合でも、他の日に有給休暇を取得することが必要です。

⑤子どもの看護等休暇

小学校 3 年生までの子を養育する労働者が、子の看護や学校行事（入園（学）式、卒園式）等のために取得できる休暇は以下の通りです。（育児・介護休業法第 16 条の 2）

○子が 1 人の場合、一の年度において 5 労働日

○子が 2 人以上の場合、一の年度において 10 労働日

⑥一時金制度

金額が明示されていることが必要です。

エ 入学祝い金制度の整備については、支給の要件に小学校又は中学校のいずれかの乳学が含まれていれば、本加算の対象となります。

【交付申請時の注意事項】

- ①支援期間開始前に、既に当該結婚・育児支援制度が就業規則、賃金規程、退職金規程、そのほかこれらに付随するもの（以下「就業規則等」という。）に定められている場合は申請できません。
- ②交付申請時に当該結婚・育児支援制度が無いことを確認するため、交付申請日前の施行日となっている最新の就業規則等（監督署の受付印のあるもの）をご提出ください。
- ③以下のア、イ又はウに該当する場合、本助成金の結婚・育児支援制度整備加算の申請はできません。

- ア 本助成金（正規雇用等転換安定化支援助成金含む）の結婚・育児支援制度整備加算を過去に申請し、結婚・育児支援制度整備加算の交付決定（中止した場合を含む）を受けた。
- イ 就職氷河期世代等安定就業サポート助成金（就職氷河期世代等待遇向上支援助成金含む）又は若者世代職場定着促進助成金の結婚・育児支援制度整備加算を過去に申請し、結婚・育児支援制度整備加算の交付決定（中止した場合を含む）を受けた。
- ウ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金において、すでに同じ内容の制度整備、取組を実施し、又は実施する予定で交付決定（中止した場合を含む）を受けた。

【制度整備時の注意事項】

- ①改正後の就業規則等の施行日及び労働基準監督署の受付印（届出）が支援期間外の日付であった場合は加算対象外となります。
- ②**本加算制度により整備する休暇は、有給の特別休暇となります。年次有給休暇等の法定休暇の振替では対象となりません。**改正後の就業規則等に、本加算により整備する休暇が有給である旨を必ず明記してください。
- ③上記（３）に掲げる休暇制度の整備について、既に無給の休暇として制定している制度を有給休暇制度として整備した場合は、本加算の対象となります。
- ④就業規則等に当該結婚・育児支援制度に関する記載（③に該当する無給の休暇を除く）が全くない場合に、結婚・育児支援制度がないものとみなします。
- ⑤妊娠出産休暇の場合、労働基準法第 65 条に定める産前産後の休業期間と連続した有給休暇であることが必要です。
- ⑥一時金制度から２つ選ぶことはできません。
- ⑦一時金の支給は現金、口座払い又は厚生労働省令で認められたデジタル払いに限るものとします。

（４）介護支援制度整備加算

介護支援制度を整備することにより加算の適用を受ける事業主は、（１）の実施のほか、支援期間中に次の条件をいずれも満たしてください。

- ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 16 条の 5 に規定する休暇（以下「介護休暇」という。）を、有給休暇として取得できること。
- イ アによる介護休暇は、交付申請日時点で規定（類似の規定含む。）がなく、支援期間中に、新たに規定を整備し、労働基準監督署へ届出していること。
- ウ 自社の介護休暇制度の内容、取得の仕方等について社内に周知を図ること。
- エ 本加算制度を過去に申請していないこと。

【交付申請時の注意事項】

- ①支援期間開始前に、既に介護休暇を有給休暇で取得できる場合は、申請できません。
- ②交付申請時に当該制度が無いことを確認するため、交付申請日前の施行日となっている最新の就業規則等（監督署の受付印のあるもの）をご提出ください。
- ③以下のア、イ又はウに該当する場合、本助成金の介護支援制度整備加算の申請はできません。
- ア 本助成金の介護支援制度整備加算を過去に申請し、介護支援制度整備加算の交付決定（中止した場合を含む）を受けた。
- イ 就職氷河期世代等安定就業サポート助成金又は若者世代職場定着促進助成金の介護支援制度整備加算を過去に申請し、介護支援制度整備加算の交付決定（中止した場合を含む）を受けた。
- ウ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金において、すでに同じ内容の制度整備、取組を実施し、又は実施する予定で交付決定（中止した場合を含む）を受けた。

【制度整備時の注意事項】

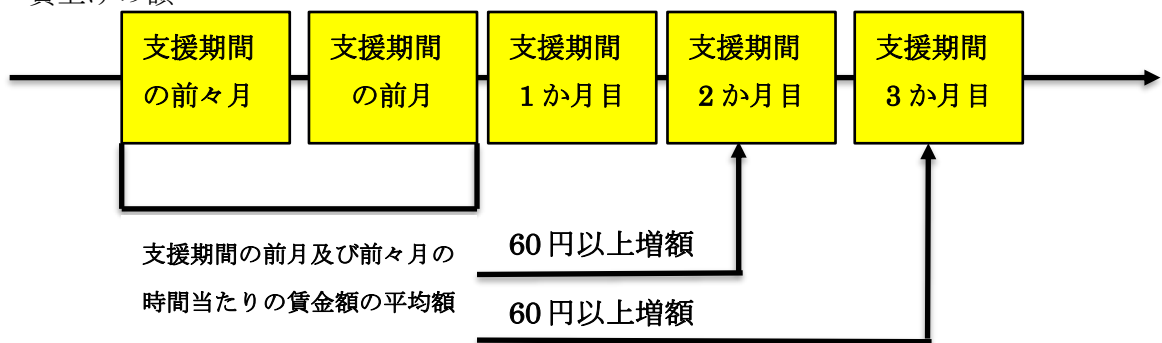
- ①改正後の就業規則等の施行日及び労働基準監督署の受付印（届出）が支援期間外の日付であった場合は加算対象外となります。
- ②**本加算制度により整備する休暇は、有給の特別休暇となります。年次有給休暇等の法定休暇の振替では対象となりません。**改正後の就業規則等に、本加算により整備する休暇が有給である旨を必ず明記してください。
- ③介護休暇を無給の休暇として制定している場合は、有給休暇制度として整備した場合は、本加算の対象となります。
- ④対象家族が1人の場合は年間5日、2人以上の場合は年間10日まで、1時間単位で取得できる有給休暇を規定する必要があります。
1時間単位でも取得できる規定になっていなければ、本加算の対象となりません。

(5) 賃上げによる加算

賃上げによる加算を受ける事業主は、(1)の実施のほか、支援期間中に対象労働者の時間単価を60円以上賃上げ（賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の最低賃金を60円以上上回っていること。）すること。

なお、時間当たりの賃金額の計算は、厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法を準用し、月給制、日給制、時給制及び出来高払制に応じて、様式第11号を用いて計算するものとします。下記「時間当たりの賃金額の計算において計算の対象外となる手当」に定める手当は、時間当たりの賃金額の計算に含めないものとします。

ア 賃上げの額



【注意事項】

- ①支援期間の前月と前々月の時間当たりの賃金額の平均額（1円未満切り捨て）と比較して、**支援期間 2 か月目、3 か月目**の賃金額の**それぞれの賃金単価**（1円未満切り捨て）が60円以上増額していることが必要です。
- ②**支援期間の 2 か月目、3 か月目に受け取る賃金**（対象とならない手当を除く）の時間単価が、実際に60円以上賃上げされていないと対象となりません。
- ③支援期間 2 か月目又は3 か月目に支払われる賃金の算定期間中に東京都の最低賃金が改定となった場合、改定後の期間における時間当たりの賃金額が改定後の最低賃金を60円以上上回っていることが必要です。
- ④支援期間 1 か月目に支払われる賃金は審査対象外のため、賃上げされているか否かは審査に影響しません。
- ⑤本来の給料日が土日祝日となったため、給料の支払い日が前倒し（又は後ろ倒し）になり、2 か月目の給料が1 か月目（又は3 か月目の給料が4 か月目）に支払われた場合は、その給料を2 か月目の給料（又は3 か月目の給料）とみなすことができます。なお、3 か月目の給料の支払いが前倒しになった場合や2 か月目の給料の支払いが後ろ倒しになった場合の取り扱いも同様とします。
- ⑥本人都合（病気等）による欠勤で賃金を一部支払えない場合は、「所定労働時間から欠勤時間を差し引いて計算する方法」又は「実際に支払う賃金額を出勤日数（又は出勤時間）で按分して計算する方法」のいずれかを用いることができます。

イ 賃上げのスケジュール例

○第1回（5月）申請○賃金締め支払日 月末締翌月25日支払いの場合

	手続項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月
東京都			交付決定 (中旬から下旬)				
事業主	手続き等	申請書提出		支援期間			実績報告書提出
	労働条件 変更通知書		交付決定日～支援期間2か月目月末までに 対象労働者へ通知				
	賃金支払い	5/25支払い この2か月の時間当たり賃金 の平均額	6/25支払い	7/25支払い	8/25支払い 60円賃上げ	9/25支払い 60円賃上げ	
		前々月	前月	対象外	支援期間2か月及び3か月目 がそれぞれ賃上げ対象となる		

【注意事項】

①昇給日が、「交付決定日」から「支援期間の2か月目の末日」までとなる必要があります。

※昇給日とは、事業主が対象労働者の賃上げについて意思決定を行い、その内容を書面により対象労働者に通知した日（労働条件変更通知書等に記載する通知日付）をいいます。

※交付決定日とは、交付決定通知書に記載されている日付をいいます。

②昇給日が交付決定日より前の日又は支援期間の2か月目の末日より後の日となった場合は、対象になりません。

③交付決定日は、支援期間の前月20日頃から月末になります。

④申請期間の後半に交付申請書の提出をした場合や、交付申請書類に不備・不足があった場合には、月末近くの交付決定日となることがあります。

⑤支援期間外の賃金支払日は対象となりません。

対象とならない例：5月申請、支援期間7月～9月、月末締め 翌月10日払い

賃金計算期間 8月1日～31日 賃金支払日9月10日（賃上げ）

賃金計算期間 9月1日～30日 賃金支払日10月10日（賃上げ）
(取組期間外)

⑥支援期間の前月及び前々月、2か月目、3か月目は、それぞれ1か月で審査します。

ウ 時間当たりの賃金額の計算において計算の対象外となる手当

臨時に支払われる賃金	結婚手当 等
1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与 等
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金	時間外割増賃金（固定残業代を含む） 等
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金	休日割増賃金 等
午後 1 0 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分	深夜割増賃金 等
実費補填である賃金及び家族の有無や毎月の勤務状況により変動する賃金	通勤手当、家族手当、精皆勤手当、全員に一律に支給されない住宅手当、燃料手当、工具手当、本人の営業成績に応じて支払われる歩合給、食費を補填する食事手当、休日手当 等

第3 交付額

1 助成額

対象労働者数に応じ、下表に定める金額を事業主へ交付します。

対象労働者数	金額
1 人	2 0 万円
2 人	4 0 万円
3 人	6 0 万円
4 人	8 0 万円
5 人	1 0 0 万円

2 加算額

加算事項		金額
退職金制度整備		1 0 万円
結婚・育児支援制度整備		1 0 万円
介護支援制度整備		1 0 万円
賃 上 げ 加 算	1 人	1 2 万円
	2 人	2 4 万円
	3 人	3 6 万円
	4 人	4 8 万円
	5 人	6 0 万円

○本助成金の申請は1年度につき1雇用保険適用事業所ごとに5人が限度で、上限額は加算を合わせて190万円です。

○同一の事業主が、同一の対象労働者について、交付決定を受けられるのは1回が限度となります。

第4 手続きの流れ ★（青色）の部分が事業主の方が行う手続きです。

★ 東京労働局へキャリアアップ計画の作成・提出（転換日まで）

国

★ 東京労働局へキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給申請

東京労働局よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受領

★ 都へ交付申請書を提出（加算含む）

都が「交付決定通知書」を送付

< 3 か月間の支援期間 >

★ 対象労働者への支援事業の実施

○ 3年間の指導育成計画書の策定

※支援期間開始日から1ヶ月以内に作成

○ メンターの選任

※支援期間開始日から2週間以内に選任

○ メンターによる指導

※支援期間中3回以上
（3日以上）

○ 指導育成計画に基づく研修の実施

※支援期間中1回・2時間以上

★ 新たに退職金制度を導入

★ 新たに結婚・育児支援制度を導入

★ 新たに介護休暇を有給休暇化

★ 対象労働者の賃上げ

※必要に応じて現地確認及び電話確認を行う場合があります

★ 都へ正規雇用転換安定化支援助成金実績報告書を提出

※交付申請をした回ごとに定められた実績報告受付期間に提出してください。

都が「額の確定通知書」を送付

都が助成金振込

第5 受付期間等

本助成金は、以下のとおり第1回から第6回まで交付申請受付期間・支援期間・実績報告受付期間が設定されています。

東京労働局より正社員化コース支給決定通知書を受領後、下記の交付申請受付期間内に申請を行ってください。予算の範囲を超えた場合は、年度途中であっても申請受付を終了することがあります。

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月1日(金)～5月31日(日)	7月1日～9月30日	10月1日(木)～10月25日(日)
第2回	6月1日(月)～6月30日(火)	8月1日～10月31日	11月1日(日)～11月25日(水)
第3回	7月1日(水)～7月31日(金)	9月1日～11月30日	12月1日(火)～12月25日(金)
第4回	8月1日(土)～8月31日(月)	10月1日～12月31日	1月1日(金)～1月25日(月)
第5回	9月1日(火)～9月30日(水)	11月1日～1月31日	2月1日(月)～2月25日(木)
第6回	10月1日(木)～10月31日(土)	12月1日～2月28日	3月1日(月)～ 3月16日(火)

①窓口の受付時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

土曜日、日曜日、国民の休日、12 月 29 日～1 月 3 日は、窓口での受付はしていません。

②**窓口での受付**は、各回の受付期間の**最後の平日が最終日**となります。

郵便での受付は、各回の受付期間の**最後の日（消印有効）が最終日**となります。

③**第6回の実績報告受付期間は、他の回よりも短くなっています**ので、ご注意ください。

④各回に設定されている**支援期間内に支援が実施できない場合や実績報告受付期間内に実績報告書の提出がない場合は、本助成金を受けられません**。

第6 書類の提出

1 交付申請

(1) 交付申請時には、必要な書類をすべて作成し添付のうえ、各回の交付申請受付期間内に提出してください。

(2) 事業実施計画書兼交付申請書別紙1

①登記上の本店所在地と、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。

②個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合は、賃貸借契約書、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。

(3) 納税証明書

クレジットカード又はQRコード読み取り方式による税金の支払いについては、納税証明書に「地方税法第747条の7の規定により、地方税共同機構が指定する機構指定納付受託者に納付の委託が行われております。」の記載があれば納付済みとして扱います。

(4) 退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度整備加算又は介護支援制度整備加算（以下「制度整備加算」という。）を申請する場合

①申請日時点で最新の就業規則等の写しを全文提出してください。

②支援期間開始前に就業規則等を改正した場合は、すみやかに最新のものを提出してください。

③以下に当てはまる場合は、加算の対象外となります。

- ・申請日時点において、既に申請する制度整備加算に関する制度を導入している。
- ・支援期間開始前に、制度整備加算を導入する旨の就業規則等の改正を行った。

- ④就業規則等は、労働基準監督署の受付印があり、施行日が申請日前の日付となっていること。
- ⑤就業規則等は、労働者数が10人未満の事業所でも、労働基準監督署の受付印が必要です。

2 実績報告

(1) 実績報告時には、必要な書類をすべて作成し添付のうえ、各回の実績報告受付期間内に提出してください。

(2) 勤務実績の確認

支援期間中の対象労働者の勤務実績の確認のため、**支援期間3ヶ月分の出勤簿又はタイムカードの写しを提出してください。**

なお、タイムカードは日付、打刻時間が見えるようにコピーしてください。見えにくい場合はカラーコピーにするかボールペンで加筆してください。

(3) 制度整備加算

①改正後の就業規則等の写しを全文提出して下さい。

※**改正後の就業規則等は、労働基準監督署の受付印があり、施行日が支援期間内の日付となっていること。**

※**就業規則等は、労働者数が10人未満の事業所でも、労働基準監督署の受付印が必要です。**

②新たに中退共制度に加入する場合

新たに中退共制度に加入したことを確認するため退職金共済手帳の写し(対象労働者全員分)を提出してください。

※**退職金共済手帳の発行には、約2か月半かかる場合があります。契約成立年月日が支援期間内の日付となるよう、支援期間開始後はすみやかに中退共へお申し込みください。**

③交付申請時に退職金制度整備加算の申請をしたが、「新たに退職金制度を整備」から「新たに中退共制度へ加入」へ変更、又は「新たに中退共制度へ加入」から「新たに退職金制度を整備」へ変更した場合

実績報告提出時に、申立書(参考様式、ホームページ掲載)に変更内容を記載して提出してください。

④交付申請時に退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度整備加算、介護支援制度整備加算又は賃上げ加算を申請したが、支援期間中に実施しなかった場合

実績報告提出時に、中止承認申請書(様式第9号)により一部中止の申請をしてください。

(4) その他

○支援期間内に取組を実施していても、実績報告書の記載内容に不備や不足がある場合、又は確認書類が添付されていない場合は、不交付となります。

○支援期間中に対象労働者が一定期間休職した場合

休職期間外の出勤時に支援事業を全て行えば、交付対象となります。

※以下の場合は助成金の交付対象外となります。

- ・対象労働者が支援期間の全期間を休職した場合
- ・休職期間中に支援を行った場合

○**対象労働者が派遣(又は出向)労働者の場合**

支援事業は派遣元(又は出向元)での実施となります。

3 交付申請の撤回

交付申請提出後に対象労働者全員の申請を取り下げる場合は、**申請撤回届提出期限(交付申請受付期間の翌月の最終営業日)(必着)**までに「申請撤回届(様式第5号)」を提出してください。

※交付決定通知書発送後に入れ違いで申請撤回届を提出した場合は、すみやかに**交付決定通知書を返却**してください。

※撤回を行った場合は、年度内の申請回数にカウントされず、再度申請することができます。

4 事業実施計画の中止（一部又は全部中止）

交付決定通知書の到着後に、以下の理由等により事業実施計画を中止（一部又は全部中止）する場合は、すみやかに「中止承認申請書（様式第9号）」を提出してください。

（例）・対象労働者全員の退職等により計画を実施できずに事業を中止する場合

・事業実施（支援）期間内に取組が終了しない場合

・一部の対象労働者の退職等により計画を一部中止する場合

※申請撤回届提出期限の翌日以降は、対象労働者の変更や追加はできません。

※中止承認申請書を提出した場合は、年度内の申請回数にカウントされます。

5 申請事業主に係る変更

交付申請後に申請事業主の名称、所在地、代表者又は代表者印のいずれかを変更する場合は、すみやかに「申請事業主に係る事項の変更報告書（様式第8号）」に必要書類を添付して提出してください。なお、今年度に複数回申請している場合は、申請ごとに提出が必要です。

6 提出時の注意事項

①各回の受付期間中に下記担当まで原則郵送にてご提出ください。

②窓口で提出する場合は、開庁時間内に提出してください。開庁時間外の受付はできません。

（開庁時間：平日の8時30分から17時15分まで）。

③郵送による受付は、各回の受付期間中の消印を有効とします。受付期間中に消印のない封筒で届いた場合は、到着日とします。書類の到着日が受付期間中であっても、消印が受付開始日前である場合は受付できません。なお、受付期間終了直前にポストに投函し、消印が受付期間外になった場合は受理できません。

③④郵送方法は、送達記録が残るレターパック等により送付してください。なお、申請書類は信書に該当するため、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。郵便事故については、当方では一切の責任を負いかねます。

④**料金不足の郵便物は受理できません。**

⑤**提出書類に不備・不足があった場合は、受理できません。**

⑥**消せるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは、絶対に使用しないでください。**

消せるボールペン等を使用した書類は、再提出となります。また、**窓口等で一旦受理した場合でも、後日消せるボールペン等の使用が発覚した場合は、再提出や不受理の扱いとなります。**

⑦**FAXやメールによる申請、問合せ等はできません。**

⑧各書類の記載内容について、電話で問い合わせることがあります。

⑨「事業実施計画書兼交付申請書（様式第1号）」又は「実績報告書（様式第6号）」の控えに受理印の押印を希望される場合は、写しを1部（1枚のみ）ご提出ください。郵送の場合は、これに加えて事業主あての返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

◎ 提出先：

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町 2-42-10 ハローワーク新宿 5 階

東京都正規雇用転換安定化支援助成金担当

◎ 電話 03-6205-6730

「宛先」には、

「東京都正規雇用転換安定化支援助成金担当」と

「5 階」を必ず入れてください。



- ・ J R
新宿駅から徒歩 10 分
大久保駅から徒歩 7 分
新大久保駅から徒歩 8 分
- ・ 都営大江戸線
新宿西口駅から徒歩 9 分
東新宿駅から徒歩 9 分
- ・ 東京メトロ副都心線
東新宿駅から徒歩 9 分
- ・ 西武新宿線
西武新宿駅北口から徒歩 1 分

第 7 交付決定通知

各回の交付申請受付期間終了後、1 か月程度で交付決定通知書を送付します。

第 8 現地確認

1 現地確認について

指導育成計画書に基づく支援事業の進捗状況等を確認するため、支援期間中に直接事業主の事務所を訪問する場合があります。

確認にあたっては、申請に携わること担当者(事業主の方)、指導育成を行う職場の方、メンターの方などに、支援事業の進捗状況等についてヒアリングを行うとともに、今後の取組についてお話を伺います。

在籍や勤務状況の確認のため、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳、労働条件通知書、雇用保険関係書類を確認する場合があります。

なお、**現地確認は、事業主の事業所で行います。**(提出代行者の事務所では行いません。)

2 外観確認について

原則として支援期間中に、事業所が存在しているか、営業実態があるか、確認する場合があります。

ご連絡をしないで、外観の確認(看板・表札の掲示、営業の有無等)をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

3 電話確認について

電話により支援事業の進捗状況等を確認させていただく場合があります。その際、**提出代行者による交付申請であっても、事業主の方へ直接電話をかけさせていただきます。**

4 支援期間中のご相談の受付について

支援期間中の取組にあたって、ご不明な点がございましたら、正規雇用転換安定化支援助成金担当までご連絡ください。

5 支援期間終了後の確認について

対象者の定着状況など、助成金の実績確認として、実績報告書提出後、アンケートや現地確認をさせていただく場合があります。

第9 支援事業の実施

1 指導育成計画書（様式第6号別紙1）

各職場において個々の対象労働者に即した人材育成を行うため、対象労働者との面談や業務上のやり取りを通じて、今後の業務に必要な資格、勤務にあたって配慮することなどを把握し、3年後の到達目標や、年度ごとの目標及び具体的な育成内容を策定してください。

- ① 対象労働者1人につき、1枚作成してください。
- ② 所属長が対象労働者と必ず面談を行った後、対象労働者の了解を得たうえで作成し、署名まで含め、支援期間開始日から**必ず1か月以内に行ってください**。
- ③ 3年後の到達目標は、対象労働者の状況や今後期待することなども含め、キャリアプランを踏まえて記載してください。
- ④ 各年の目標は、数値目標を入れる等、具体的に記載してください。
- ⑤ **所属長（※1）及び対象労働者は、署名欄に自署してください**（署名をした原本の提出が必要です）。
- ⑥ **自署は、面談実施日（支援期間開始から1か月以内）に行ってください。（※2）**
- ⑦ 3年間の計画を立てるにあたっては、本手引き巻末に掲載の指導育成計画書年間スケジュールを参考にしてください（指導育成計画書年間スケジュールの提出は不要です）。

※1 所属長とは、対象労働者が所属する部門の長（対象労働者の人事評価を決定する方）になります。

※2 自署の日付が支援期間外の場合は、交付対象外となります。

2 メンターの選任・指導報告書（様式第6号別紙2）

（1）メンターの選任

- ① **メンター（指導育成者）（※3・4）は支援期間開始日より2週間を目処に選任してください**。
- ② 対象労働者1名に対し、1名のメンターを選任してください。
1人のメンターが複数名の対象労働者のメンターとなることは可能ですが、1人の対象労働者に複数名のメンターを選任することは不可とします。
- ③ 支援期間中に、対象労働者の所属事業所の変更があった場合、人事異動等でメンターが変更になった場合等は、新たにメンターを選任して、別様式に分けて策定してください。

（2）メンターによる指導

- ① メンターの指導はOJT（※5）です。対象労働者が日常行っている通常業務に関してメンターが助言、指導を行ってください。
（Web会議ツール等を使用した場合はメンター、対象者の場所を明記してください。）
【例】メンター（会社または在宅）、本人（在宅）のオンラインで指導。
- ② 対象労働者への指導は、対象者の勤務日に合わせて実施してください。
- ③ 支援期間中（3か月間）に3回以上（3日以上）実施してください。
- ④ 指導内容は、指導の目標、指導内容、目標達成の結果など具体的に記載してください。

（3）対象労働者による署名

- ① 対象労働者は、「メンター選任・指導報告書」の内容を確認後、**署名欄に自署してください（原本の提出が必要です）**。
- ② **自署は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください**。

※3 本助成金におけるメンターとは、職場において、対象労働者の指導・育成を担う上司や先輩社員等のことを指します。このため、対象労働者と同一事務所に所属し、同じ係やグループ又は同じフロアに在籍するなど、常にOJTによるアドバイスができる方を1名選任してください。

※4 メンターは特別な資格は不要です。従業員数が少ない事業所においては、代表取締役

役、取締役等も可とします。

※5 OJTはOn-the-Job Trainingの略称で、実際の現場において、上司や先輩等が指導役となり、実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけさせていく指導、教育を指します。

3 研修実施報告書の作成（様式第6号別紙3）

（1）対象労働者の能力向上・人材育成を図るため、対象労働者に対し、支援期間中（3か月）に外部研修又は社内研修を**1回2時間以上**（1回1時間を2回も可能）実施してください。

研修はOff-JT（※6）です。

指導育成計画書における年度ごとの取組目標に沿って資格取得、知識・技術・技能の習得に向けた内容のものとしてください。実技・座学のいずれも実施可能です。

また、研修に要する経費は申請事業主が負担してください。研修を時間外や休日に実施する場合は対象労働者に時間外勤務手当を支給するか、代休・振替休日等の措置をとってください。

オンライン研修は、講師との質疑応答がその場で可能な双方向型であることが条件です。

【対象外の例】一方的に視聴する研修。終了後にメールで質問する形式。）

また、講師と受講者の所在地を明記してください。

【記載例】講師（会社又は在宅）、受講者（在宅又は会社）によるオンライン実施。

※6 Off-JTとはOff-the-Job Trainingの略称で、職場を離れて社内の担当部署が考案したメニューや集合研修、外部の研修機関が作成したプログラム（講座）を受講し、必要な知識やスキルの習得を図るものを指します。

① 外部研修

- ・業務に必要な資格取得の講座、技術・技能習得のセミナーなどが対象となります。
- ・長期間にわたる研修でも、支援期間内に受講日が入っていれば対象となります。

② 社内研修

- ・資格取得、技術・技能習得を目的とした社内での講習会や勉強会等又は社内での集合研修に参加などが対象となります。ただし、指導育成計画書の取組内容・育成内容に沿った研修に限ります。マネージャー会議など通常の業務に付随するものやOJTと同様のもの及び基本的なマナー研修などは対象となりません。

（2）研修実施後

○「研修実施報告書」は、対象労働者1人につき1枚作成してください。同じ研修に複数名が受講した場合は1枚にまとめて作成しないでください。

内容が異なる研修を複数回実施した場合は研修ごとに「研修実施報告書」を作成してください。

○研修通知書、パンフレット、テキストの抜粋（写し、5枚程度）のいずれかを添付してください。

○対象労働者は、「研修実施報告書」の内容を確認後、**署名欄に自署してください（原本の提出が必要です）。**

自署は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください。

東京都が実施する**キャリアアップ講習**等も対象となります！

★キャリアアップ講習とは、主に中小企業で働く方を対象とした、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習です。

詳細については下記URL（TOKYOはたらくネット）をご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr_up/

**ぜひ、外部研修として
ご活用ください！**

第10 額の確定通知

実績報告書受理後、審査により実施が適当と認められた場合、額の確定通知書を送付します。
※審査の状況により、遅れる場合があります。

第11 助成金の交付

- 1 額の確定通知書を送付後、支払金口座振替依頼書に記載された口座に助成金を振り込みます。
- 2 振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都振込名義の記載をご確認ください。
東京都振込名義：「ト.コヨ.ロト`ワンキヨ.トキヨトカケイナリキョクスイトカ」（通帳は 10～11 文字の表記）
- 3 支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出をしていますが、**申請の都度**提出が必要です。
- 4 審査の状況により、助成金の交付が遅れる場合があります。

第12 交付決定の取消し、助成金の返還

- 1 以下のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ① 正社員化コースの取消しや返還請求があったとき。
 - ② 偽りまた、その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
 - ③ その他助成金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は当助成金交付要綱に基づく命令に違反したとき。
 - ④ 廃業、倒産等により支援事業の実施が客観的に不可能になったとき。
 - ⑤ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ⑥ その他交付要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- 2 1の①について報告がない場合でも、正社員化コースの取消しがあったと認められたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 3 1及び2により助成金の交付決定を取り消した場合、既に事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めて助成金の返還を求めます。なお、別途違約加算金や延滞金を請求する場合があります。

第13 注意事項等

1 助成金交付後の注意事項（関係書類の保存等）

助成金に係る全ての関係書類及び帳簿類は、交付決定のあった日の属する年度（4月1日から翌年3月31日）終了後、5年間保存してください。

※令和8年度中に交付決定があった場合には、令和14年3月31日が保存期限となります。

2 個人情報の保護について

都は提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

書類の提出にあたっては、提出書類に本助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応を行ってください。

3 提出代行について

（1）交付申請書又は実績報告書等を提出代行により提出する場合は、「委任状（様式第10号）」を添付して提出ください。

（2）提出代行者の事務所・会社名、代表者・担当者氏名を明示していただくため、提出代行印のみでの提出はできません。

（3）都の審査担当者が申請内容、書類の体裁、誤字脱字等に関して確認する場合は提出代行者にご連絡します。ただし、事業主の運営実態・労務環境、支援の取組み、就業規則等の内容についてのご確認は事業主と直接行います。（提出代行者からのご連絡があってもご回答できません。）

（4）本助成金の提出代行が認められるのは、社会保険労務士や行政書士などが法令に基づいて行うものに限られます。

4 その他

（1）提出された書類は原則返却することができません。

（2）必要に応じ、本手引きに記載のない書類についても提出を求める場合があります。

（3）窓口書類を持参される場合は、持参された方の本人確認を行っています。

（4）審査にあたって、東京都から国へ照会を行うことがあります。

書類記入例・記入上の注意点等

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の提出書類	セルフチェックリスト	・・・	23
(①交付申請時)		・・・	23
(②撤回・中止・変更時)		・・・	24
(③実績報告時)		・・・	25
(様式第1号)	事業実施計画書兼交付申請書	・・・	27
(様式第2号)	誓約書	・・・	30
(都指定様式)	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)		
	【法人用】	・・・	31
	【個人用】	・・・	32
(様式第6号)	実績報告書	・・・	33
(様式第6号別紙1)	指導育成計画書	・・・	34
(様式第6号別紙2)	メンター選任・指導報告書	・・・	36
(様式第6号別紙3)	研修実施報告書	・・・	37
(様式第11号)	賃金支払実績確認表	・・・	38
(様式第12号)	結婚・育児支援制度整備確認票	・・・	42
(様式第13号)	介護支援制度整備確認票	・・・	43
(様式第10号)	委任状	・・・	44
(様式第5号)	申請撤回届	・・・	45
(様式第8号)	申請事業主に係る事項の変更報告書	・・・	46
(様式第9号)	中止承認申請書	・・・	48
(参考様式1)	申立書	・・・	49
(参考様式2)	指導育成計画書(年間スケジュール表)	・・・	50

各様式は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードしてください

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyuu/anteika/index.html>



参考：日本標準産業分類（大分類）一覧

日本標準産業分類（大分類）一覧			
A	農業、林業	J	金融業、保険業
B	漁業	K	不動産業、物品賃貸業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	L	学術研究、専門・技術サービス業
D	建設業	M	宿泊業、飲食サービス業
E	製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
G	情報通信業	P	医療、福祉
H	運輸業、郵便業	Q	複合サービス事業
I	卸売業、小売業	R	サービス業（他に分類されないもの）

自社の業種が不明な方は、総務省ホームページから確認できます。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

提出書類に不備や不足がある場合、内容が確認できず、書類を都が受理できないことがあります。
また、再提出等により受付が間に合わず、助成金をお受け取りいただけない場合があります。
本セルフチェックリストは、ホームページからダウンロードできますのでご利用いただき、本手引きもよくご確認のうえ、受付期間に余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

郵送申請用

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(① 交付申請時)

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
事業主名			
提出代行者名			
1	事業実施計画書兼交付申請書 (様式第1号、別紙1、別紙2)	☐ 事業主の所在地は 印鑑証明書と全く同じ表記(丁目、番、号、建物名)で記入 してください ☐ 印鑑証明書と同じ印を押印 していること ☐ 助成金交付申請額が正しい金額 であること確認してください ☐ 転換日から対象労働者の姓が変更になった場合 変更が分かる証明書を提出してください ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど ☐ 正社員化コースの支給申請額と支給決定額が異なる場合 申立書(参考様式1) 提出してください ☐ 雇用保険適用事業所番号が、移転等によりキャリアアップ助成金支給決定通知書から変更されている場合 変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを提出してください	☐ ☐ ☐ ☐
2	キャリアアップ助成金(正社員化コース)支給申請書の写し ①キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号) ②1-1正社員化コース内訳(別添様式1-1) ③1-2正社員化コース対象労働者詳細(別添様式1-2)	☐ キャリアアップ助成金(正社員化コース)が2期制となった以降の内容で申請される場合は、「第1期」のものを提出してください ☐ ①ハローワークの受理印があるものを提出してください ☐ ②「支給申請合計額」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください ☐ ③「本人確認欄」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください	☐ ☐ ☐
3	支給決定通知書の写し(上記2に対応したもの)	☐ 白黒の写しをご提出ください ☐ キャリアアップ助成金(正社員化コース)が2期制となった以降の内容で申請される場合は、「第1期」のものを提出してください	☐
4	誓約書(様式第2号)	☐ 事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入してください ☐ ※必要な項目に☑チェックがなければ不可となります	☐
5	印鑑証明書(原本)	☐ 【法人】 法務局で発行されたもの ☐ 【個人】 区市町村(代表者の居住地)で発行されたもの ☐ 発行日から3か月以内のもの(申請日時時点で登録されているもの) なお、同一年度に再度申請する場合も、毎回原本を提出してください	☐
6	納税証明書(原本) 法人:法人住民税(都税事務所発行) 法人事業税(都税事務所発行) 個人:個人住民税(区市町村発行) ・代表者が都内在住:居住地の納税証明書 ・代表者が都外在住:事業地(都内)の納税証明書 個人事業税(都税事務所発行)	☐ 申請日時時点で、納期が確定した直近のもの なお、同一年度に再度申請する場合も、毎回原本を提出してください ☐ 非課税の場合 課税されていないことが分かるものを提出してください ・非課税証明書又は課税証明書(課税額が0のもの) ・個人事業税の場合は「確定申告書(第一表)(受理印のあるもの)」の写し ☐ 起業後初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日が分かるもの 法人は「法人設立届」の写し、個人は「開業届」の写し	☐
7	会社概要が分かるもの 【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本) 【個人の場合】 雇用保険適用事業所設置届事業主控	☐ 発行日から3か月以内のもの(申請日時時点で登録されているもの) なお、同一年度に再度申請する場合も、毎回原本を提出してください ☐ 本店所在地(登記上)とキャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、本店と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等)の提出が必要です ☐ 申請日時時点で届出しているものを提出してください ☐ 居住地(住民票)とキャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、居住地と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、営業許可書等)の提出が必要です	☐ ☐
8	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	☐ 前年度以前に申請したことがある、又は同一年度に複数回の申請した場合でも、申請の都度(毎回)提出してください	☐
9	振込先の口座が確認できる書類	☐ 申請の都度提出が必要です ☐ 通帳(見開きページ、P2～3辺り)又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているものの写し	☐
【退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度加算又は介護支援制度整備加算(以下「制度整備加算」という。)を整備した場合】			
10	就業規則その他規程の写し	☐ 最新の就業規則等を全文 提出してください ☐ 労働基準監督署の受付印 がないものは受理できません ☐ 労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ☐ 10名未満の事業所でも提出する必要があります	☐
【提出代行者が申請する場合のみ】			
11	委任状(東京都様式第10号)	☐ 委任者欄は、印鑑証明書と同じ表記で記入してください	☐
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
12	事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)の写し	☐ 控えの返送は交付申請書(様式第1号)1枚のみです	☐
13	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合のみ	☐ 返信先は 事業主のみ となります(提出代行者には返信できません)	☐

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類がそろっているか確認してください。

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(② 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合)

事業主名	
------	--

(1) 交付申請を撤回する場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	「申請撤回届」(様式第5号)	○対象労働者全員の申請を取り下げる場合に提出します ○撤回届提出期限(必着)までに提出してください ○事業主の所在地は 印鑑証明書と全く同じ表記(丁目、番、号、建物名) で記入し、印鑑証明書と同じ印を押印してください	☐

(2) 中止(一部又は全部)する場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	「中止承認申請書」(様式第9号)	○交付決定後に事業の一部又は全部を中止する場合に提出します ○事業主の所在地は 印鑑証明書と全く同じ表記(丁目、番、号、建物名) で記入し、印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください	☐

(3) 申請事業主に係る事項に変更が生じた場合

No.	名称	注意事項	提出
【法人・個人共通】			
1	「申請事業主に係る事項の変更報告書」(様式第8号)	○印鑑証明書の内容に変更があった場合は、変更後の印鑑証明書の表記で記入してください	☐
【口座情報を変更する場合】【名称、所在地、代表者(氏名)の変更があった場合】			
1	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(指定様式)	○「変更用」を○で囲んでください	☐
2	【振込口座に変更がある場合のみ】 口座情報が分かるもの	○通帳(見開きページ、P2～3辺り)又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているものの写し	☐

【法人(名称、所在地、代表者及び代表者印の変更)】

1	履歴事項全部証明書(原本)	○発行日から3か月以内のもの ○法人の名称・所在地、代表者等に変更があった場合に提出してください ○履歴事項全部証明書により変更履歴が確認できない場合は、前所在地を管轄する法務局が発行する閉鎖事項全部証明書(原本)の提出が必要です ○法人名称、所在地、代表者に変更があった場合は、上記「支払金口座振替依頼書」等の提出が必要です	☐
2	印鑑証明書(原本)	○発行日から3か月以内のもの ○法人の名称・所在地、代表者氏名又は代表者印が変更になった場合に提出してください	☐

【個人(所在地、代表者氏名及び登録印の変更)】

1	【屋号所在地が変更になった場合】 変更を確認できる書類	○個人事業の開業・廃業等届出書の写し 又は、変更後の雇用保険適用事業所設置届の写し	☐
2	【○事業主の氏名、居住地、代表者印が変更になった場合】 印鑑証明書(原本)	○発行日から3か月以内のもの ○氏名又は居住地が変更になった場合は、変更履歴が分かる証明書(住民票等)も提出してください	☐

【個人から法人になった場合(法人成り)】

1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(廃業)		☐
2	法人設立届の写し	○事業年度が記載されていること	☐
3	印鑑証明書(原本)	○発行日から3か月以内のもの ○法務局で証明された法人としてのもの	☐
4	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	○発行日から3か月以内のもの	☐

(4) 共通

【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
1	各東京都様式の控え(1枚のみ)	○控えの返送は各様式1枚のみとなります	☐
2	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	○返信先は 事業主のみ となります(提出代行者には返信できません)	☐

提出書類に不備や不足がある場合、内容が確認できず、書類を都が受理できないことがあります。
また、再提出等により受付が間に合わず、助成金をお受け取りいただけない場合があります。
本セルフチェックリストは、ホームページからダウンロードできますのでご活用いただき、本手引きもよく確認のうえ、受付期間に余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

郵送申請用

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(③ 実績報告時)

事業主名			
No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	実績報告書(様式第6号)	○事業主の所在地は 印鑑証明書と同じ表記(丁目、番、号、建物名)を正確に記入し、印鑑証明書と同じ代表者印を押印 してください。 ○交付申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合は、変更履歴が分かる証明書を添付してください。(雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証(新・旧の氏名の記載があるもの)写しなど)	☐
2	指導育成計画書(様式第6号別紙1) (対象労働者全員分)	○ 対象労働者1人につき、1枚作成すること ○支援期間開始日から1か月以内に作成すること ○所属長が対象労働者本人と面談を行った上で作成し、必ず所属長及び対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください ○署名日(出勤日であること)は面談実施日(支援期間開始日から1か月以内の日付)を記入すること	☐
3	メンター選任・指導報告書(様式第6号別紙2) (対象労働者全員分)	○ 対象労働者1人につき、1枚作成すること ○指導報告書には、それぞれ指導した日ごとに詳細を記載(支援期間中3回以上かつ3日以上実施)すること ○リモートで指導した場合はメンター、対象者がいた場所を明記してください。 例:メンター(会社)、本人(在宅)にて、オンラインにより指導 ○対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください。 ○署名は、指導の最終日から実績報告書提出日までに行ってください。 ○指導日、署名日は、対象労働者の出勤日であることが必須です	☐
4	研修実施報告書(様式第6号別紙3) (対象労働者全員分)	○ 対象労働者1人につき1枚作成すること 複数人の対象労働者が同じ研修を受講していたとしても、1枚にまとめないでください ○リモートにより研修を実施した場合は講師、対象者の場所を明記してください。 例:講師(会社/在宅/外部機関(会社名))、本人(会社/在宅)のオンライン(双方向)で研修実施 ○対象労働者は署名欄に自署し、原本を提出してください ○署名は、研修実施日以降で実績報告書提出日までに行ってください ○研修実施日、署名日は、対象労働者の出勤日であることが必須です	☐
5	研修を実施したことが分かる書類	○研修通知書、パンフレット、テキスト(5枚程度(目次と使用したページ))のいずれか(写し)	☐
6	出勤簿又はタイムカードの写し (対象労働者全員分)	○支援期間開始日から支援期間終了日まで ○タイムカードは日付、打刻時間が分かるようにコピーしてください。 見えにくい場合はカラーコピーか、ボールペンで加筆してください。	☐
【退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度加算又は介護支援制度整備加算(以下「制度整備加算」という。)を整備した場合(中退共加入除く)】			
9	改正後の就業規則等 (就業規則変更届含む)	○改正後の就業規則等を全文提出してください ○就業規則のほか別途規程がある場合は提出してください ○労働基準監督署の受付印が支援期間内の日付で押印されていること ○労働者数が10人未満の事業所であっても、労働基準監督署の受付印が必要です ○ 施行日が支援期間中の日付であること	☐
【結婚・育児支援制度加算を整備した場合】			
10	結婚育児支援制度整備確認票(様式第12号)		☐
【介護支援制度加算を整備した場合】			
11	介護支援制度整備確認票(様式第13号)		☐
【退職金加算(中退共加入)の適用を申請する場合のみ】			
12	退職金共済手帳の写し (対象労働者全員分)	○退職金共済手帳の「符号・種別」が「新規加入」となっていること ○契約成立年月日が支援期間中の日付であること ○退職共済手帳の発行には、申し込み後2ヶ月半程度要する場合がありますので、実績報告に間に合うよう、支援期間開始後速やかに中退共に申込みをしてください。	☐
【賃上げ加算の適用を申請する場合のみ】賃上げた場合			
13	賃金支払実績確認表(東京都 様式第11号) (賃上げ加算を行う対象労働者全員分)	○ 対象労働者1人につき1枚作成すること ○月給制、日給制、時給制及び出来高払制の各様式のうち、賃上げ加算の対象労働者の該当するものをご使用ください	☐
14	賃金台帳の写し (賃上げ加算を行う対象労働者全員分)	○「 支援期間の前月及び前々月」「支援期間の2か月目及び3か月目 」を提出してください ○白黒の写しをご提出ください	☐
15	出勤簿又はタイムカードの写し (賃上げ加算を行う対象労働者全員分)	○(上記6に加え)支援期間の前月及び前々月	☐
16	労働条件変更通知書の写し (賃上げ加算を行う対象労働者全員分)	○賃上げの実施日、変更前後の額が分かるもの ○白黒の写しをご提出ください	☐
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
17	実績報告書(様式第6号)の写し	控えの返送は 実績報告書(様式第6号)1枚のみ です。	☐
18	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	返信先は 事業主のみ となります(提出代行には返信できません)。	☐

書類作成時の注意事項

- 1 提出する書類に事業主の印を押す場合は、**印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。**
印影が不鮮明の場合は、再提出となります。
- 2 **捨印（印鑑証明書の印鑑）の押印がある提出書類は、記載内容の軽微な不備について、申請事業主に確認を取った上で、東京都が修正を代行する場合があります。**
- 3 **各様式の大きさはA4とし、拡大、縮小、加工をしないでください。**
- 4 **各様式（左上に様式〇号となっているもの）は、片面印刷としてください。**
※両面印刷しないでください。
- 5 「事業実施計画書兼交付申請書」「実績報告書」（以下「申請書等」という。）をエクセルファイルにより作成する場合
 - ①黄色のセルに必要事項を入力してください。
プルダウンで選択ができる箇所は選択項目から入力してください。
 - ②□（チェックボックス）に✓（チェック）をいれる
申請内容に合わせて□をクリックし、✓を入れてください。
対象労働者数、助成金の加算については、チェックを入れると自動で申請額が計算されます。
※チェックをいれても計算がされない場合は、エクセルの設定でブックの計算が自動になっているか確認してください。
(ファイル→オプション→数式 から「計算方法の設定」が「自動」になっているか確認してください。)



様式第1号（第8条関係）

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

捨
印

令和●年●月●日

提出日は交付申請受付
期間内の日付を入力し
てください。

事業主の所在地	都道府県	東京都	区市町村	新宿区西新宿
	丁目・番地・号・建物名	●丁目●番●号 ■□□ビル ●階		
事業主の名称	株式会社都庁サービス			
代表者役職	代表取締役	代表者氏名	東京 一郎	

印

印鑑証明書の代表印
を押印してください。

東京都正規雇用転換安定化支援助成金
事業実施計画書兼交付申請書

東京都正規雇用転換安定化支援助成金（以下「助成金」という。）について、助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記 対象労働者を支援する期間を入力してください。
【支援開始日をプルダウンで選択してください】

1 事業実施予定期間（支援期間）
令和●年●月●日 から 令和●年●月●日 まで
（1）は該当する対象労働者数の□をクリックし、レを入れてください。

2 事業実施計画

(1) 対象労働者数 ☐ 1人 ☒ 2人 ☐ 3人 ☐ 4人 ☐ 5人

(2) 退職金制度整備加算申請
☐ 退職金制度を整備 ☐ 中退共制度へ加入

(3) 結婚・育児支援制度整備加算申請
☒ 結婚・育児支援制度を整備

(4) 介護支援制度整備加算申請
☐ 介護支援制度を整備
（2）～（5）は加算を申請する場合に、該当する加算申請の□をクリックし、レを入れてください。

(5) 賃上げ加算申請
賃上げを実施 ☐ 1人 ☒ 2人 ☐ 3人 ☐ 4人 ☐ 5人
金額が間違っていないか、必ずご確認ください。

3 助成金交付申請額
金 740,000 円

捨
印

4 助成金交付申請額内訳

			交付申請額
対象労働者	2人	1人20万円	400,000 円
退職金整備加算		10万円	0 円
結婚・育児支援制度整備加算		10万円	100,000 円
介護支援制度整備加算		10万円	0 円
賃上げ加算	1人	1人12万円	240,000 円

様式第1号の内容が、
自動で反映されます

5 事業主の概要

①雇用保険適用事業所の所在地	⑦キャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所				
	☐ 事業主（本社）の所在地 ☒ 事業主（本社）とは異なる事業所の所在地（下記に住所を記載）				
	郵便番号	●●●●	-	●●●●●●	
	住所	都道府県 東京都	区市町村 新宿区	番地・号 建物名 歌舞伎町二丁目●番●号 ●階	
②書類送付先	④対象労働者が現在在籍している雇用保険適用事業所				
	☒ ⑦と④が同じ住所（キャリアアップ助成金支給決定以降事業所の移転なし） ☐ ⑦と④の住所が異なる（キャリアアップ助成金支給決定時以降に事業所の移転があった（下記に住所を記載））				
	⑦と④の住所が異なる場合は、対象労働者が現在在籍している事業所の住所をご記入ください。				
	住所	都道府県	区市町村	番地・号 建物名	
③今年度既に申請した人数 （同一雇用保険適用事業所内）	☒ 事業主の所在地 ☐ ①で記載した所在地（④がある場合は④） ☐ その他（下記に送付先を記載）※代理人への書類の送付はできません。				
	書類送付先は原則登記上の本店又は雇用保険適用事業所となります。 その他に☑を入れた場合は登記上の本店又は雇用保険適用事業所の所在地との関係性を示す書類（賃貸借契約書、開業届等）を提出する必要があります。				
	住所	都道府県	区市町村	番地・号 建物名	
	今年度初めて申請する場合は、 0人と記入してください。	企業全体で常時雇用する人数を 記入してください。			
⑤業種	M 宿泊業、飲食サービス業	⑥	事業内容	飲食サービス業	
⑦連絡先 ※代理人不可	所属	新宿営業所		氏名	新宿 太郎
	電話番号（所属）※必須	03-●●●●●●-●●●●			当該事業所の担当者をご記入ください。（提出代行者は不可）
	電話番号（携帯）※任意	080-●●●●●●-●●●●			

※1 日本標準産業分類（大分類）に基づき、アルファベットと業種名を記入してください。

捨
印

キャリアアップ助成金（正社員化コース）が2期制となった以降の内容で申請される場合は、「第1期」の支給決定内容を記入してください。

様式第1号（第8条関係）別紙2

6 キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定通知書内訳

助成金支給番号	①	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●
	②	支給決定通知書が複数枚ある場合は、②～⑤に記入ください。														
	③	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●
	④	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●
	⑤	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●
雇用保険適用事業所番号 (キャリアアップ助成金支給決定時)		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●
雇用保険適用事業所番号 (対象労働者が現在在籍)		キャリアアップ助成金支給決定通知書 ☒ 変更なし ☐ 変更あり () 申請は雇用保険適用事業所ごととなり。														
支給決定		キャリアアップ助成金の申請時から本助成金の申請時まで雇用保険適用事業所番号が変更されている場合は、雇用保険適用事業所変更届の写しの提出が必要です。														

7 対象労働者ごとの情報

①	氏名	● ● ● ●	(旧姓)	■ ■	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	転換した日から対象労働者の姓が変更になっている場合は、旧姓を記入し変更履歴がわかる証明書を添付してください。				
	所属事務所所在地	東京都 新宿区	派遣（出向）の有無	☒ 有 ☐ 無	
	申請日時点				
	所属事務所所在地	東京都 新宿区	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
②	対象労働者が2名以上いる場合は、続けて記入してください。				
	転換日	年 月 日			
	転換日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
	申請日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
③	氏名		(旧姓)		
	転換日	年 月 日			
	転換日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
	申請日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
④	氏名		(旧姓)		
	転換日	年 月 日			
	転換日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
	申請日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
⑤	氏名		(旧姓)		
	転換日	年 月 日			
	転換日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	
	申請日時点				
	所属事務所所在地	東京都	派遣（出向）の有無	☐ 有 ☐ 無	

誓 約 書

東京都知事 殿

内容をよく読んで、チェック☑してください

以て、本誓約書を誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

- ☑ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- ☑ 労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☑ ・固定残業代制を採用していない場合もチェック☑してください。
- ☑ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☑ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別各項目付書）を定める場合、その上限時間を超える時間外労働をさせ
- ☑ ・みなし労働時間制を採用していない場合もチェック☑してください。
- ☑ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- ☑ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- ☑ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していることを誓約します。
 - * 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- ☑ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☑ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☑ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
 - * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☑ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、東京都が警視庁に照会することに同意します。

 - * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ☑ 退職金制度整備、結婚・育児支援制度整備又は介護支援制度整備に係る者
- ☑ 退職金制度整備、結婚・育児支援制度整備又は介護支援制度整備に係る各加算について、過去に本助成金において同一の加算を申請しておらず、かつ、同一の取組内容による他の助成金を申請していないことを誓約します。
- ☑ 東京都から現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。
- ☑ キャッシュ申請日と同じ日付を記入してください。

令和 ●年 ●●月 ●●日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げ、助成金支給後に発覚した場合は助成金を返還します。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿●丁目●番●号■□□ビル ●階

事業主の名称 株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

印鑑証明書と同じ表記（丁目、番、号、記載があれば建物名まで）で正確に記入してください。

代表者氏名は、署名（代表者自筆）とし、印鑑は不要です。ただし、ワード等により代表者氏名を入力した場合は、印鑑証明書と同じ代表者印が必要です。

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

支払金口座振替依頼書

(新規 変更用)

いずれかに○をつけてください。

令和●年 ●月●●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都正規雇用転換安定化支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住 所 東京都新宿区西新宿●-●-● ■□□ビル●階
(連絡先電話番号 03 (●●●●) ●●●●)
氏 名 株式会社都庁サービス
代表取締役 東京 一郎 (印)
(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

印鑑証明書に記載のある
法人名、代表者役職・氏名
を記入してください。

押印は不要です。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
●●● 銀行・信用金庫 信用組合・農協	●●● 本店 支店	●●●●●●●●	1	●●●●●●●●
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) ト チ ヨ ウ サ ー ビ ス				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

【口座名義人記入上の注意事項】

- ① 小文字は大文字にしてご記入ください(例 「ア→A」など)。
- ② 濁点(・)、半濁点(゜)、ピリオドも1文字として記入してください。
- ③ 法人名は略語をご記入ください。
(例) 株式会社●●→ カ)、●●株式会社→ (カ
有限会社●●→ ユ)、●●有限会社→ (ユ など
- ④ 代表取締役の表記は不要です。
- ⑤ 口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおり記入してください。

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

個人事業主用

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

いずれかに○をつけてください。

令和●年 ●月●●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都正規雇用転換安定化支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人	住 所	東京都新宿区西新宿●—●—● ■□□ビル●階	印鑑証明書に記載のある 住所、氏名を記入してください。 ※屋号は不要です。
	(連絡先電話番号	03 (●●●●) ●●●●)	
	氏 名	東京 一郎 (印) 押印は不要です。	

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
●●● 銀行・信用金庫 信用組合・農協	●●● 本店 支店	●●●●●●●●	1	●●●●●●●●
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
トウキョウ イチロウ				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

【口座名義人記入上の注意事項】

- 小文字は大文字にしてご記入ください(例 「ア→A」など)。
- 濁点(゜)、半濁点(゜)、ピリオドも1文字として記入してください。
- 口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおり記入してください。

捨
印提出日は実績報告受付期間内の日付
を入力してください。

令和●年●月●●日

東京都知事殿

郵便番号	●●●	—	●●●●
事業主の所在地	都道府県	東京都	区市町村
	丁目・番地・号・建物名	●丁目●番●号 ■□□ビル ●階	新宿区西新宿
事業主の名称	株式会社都庁サービス		
代表者役職	代表取締役	代表者氏名	東京 一郎

印

東京都正規雇用転換安定化支援助成金実績報告書

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。

※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

（以下「助成金」という。）について、助成金交付要綱
の報告します。

記

金額が間違っていないか、必ずご確認ください。

1 実績報告額

金 740,000 円

(実績報告額の内訳)

交付決定額より実績報告額が減額になった場合は、
中止承認申請書（様式第9号）の提出が必要です。

実績報告額

対象労働者数		1人	20万円	400,000	円
		2人	40万円		
		3人	60万円		
		4人	80万円		
		5人	100万円		
加算	退職金整備		10万円		円
	結婚・育児支援制度整備		10万円	100,000	円
	介護支援制度整備		10万円		円
	賃上げ	1人	12万円	240,000	円
		2人	24万円		
		3人	36万円		
		4人	48万円		
		5人	60万円		

2 支援期間中の対象労働者の勤務状況

申請時と同じ対象労働者を支援する期間を入力してください。

【支援開始日をプルダウンで選択してください】

支援期間 令和●年●月●●日 ～ 令和●年●月●●日

	氏名	所属事業所所在地（支援期間末日時点） （区市町村まで）	賃上げ対象者
1	●●●●	東京都 新宿区	☒
2	●●●●	東京都 新宿区	☒
3	交付申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合は、新しい 姓を記入し、変更履歴が分かる証明書を添付してください。		☐
4			☐
5			☐

3 連絡先

所属	新宿営業所
連絡担当者氏名	新宿 太郎
電話番号	03-●●●●●-●●●●●

対象労働者 1 名につき 1 枚作成してください。

捨
印

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 1

指導育成計画書

事業主の名称	株式会社都庁サービス	
対象者の所属する 事務所の所在地 (区市町村まで)	東京都新宿区	(※面談日時点に所属する事務所)
対象者氏名	東京 史郎	交付申請書と同じ対象労働者を記入してください。
勤務状況	・週 5 日週休完全 2 日制で勤務 ・販売店の目標訪問件数も上がり、顧客との情報交換も良く顧客情報の把握ができるようになっている。	
転換日	転換日： 令和●年 ●月 ●● 日	
転換前の業務内容	●●商品の営業サポート業務	
現在の業務内容	●●商品の営業サポート業務	
業務にあたって必要な資格、求められる能力等	・●●商品の基本的な製品知識 ・商品説明、販売ができる接客力	
3 年後の 到達目標・内容 ※本人と面談の上、 記載ください。 ※次ページの「3 年目の 取組目標」欄と同じ内容としてください。	①担当エリアの損益管理ができるようになる。 ②後輩のメンターになれるようになる。 ③部署の課題をとりまとめ、改善提案ができるようになる。	
特記事項 (配慮すべき事項など)		

<支援期間開始日からの育成にかかる3年間の年次計画>

1年目（支援期間開始日から1年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 商品知識の習得 ② 顧客状況の把握 （販売担当エリア： 〇〇地域） ③ 販売店の目標訪問件数の達成	① 製品カタログ、マニュアルを使用した社内での研修会 （1回/3ヶ月） ② 販売店カード（納入実績等）メンター同行による顧客訪問 ③ 販売店カード（納入実績等）を使用した訪問件数の日次チェック

対象労働者に身に付けてほしい知識、技術、能力や達成してほしい目標等を記入してください。

対象労働者が取組目標を達成するための具体的な育成方法について記入します。また、予定している研修内容についても記入してください。

2年目（支援期間開始日から2年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 営業力の強化を図る ② 後輩の指導、教育ができるようにする ③ クレーム対応力をアップする	① ターゲット顧客向け提案型営業の実施（プレゼン資料、POP 広告） ② 受注の成功事例、顧客獲得などの勉強会を後輩と実施する。自身の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料を作る。 ③ クレーム事例を一元管理して情報を共有する。その中で対応力を磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る。

3年目（支援期間開始日から3年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 担当エリアの損益管理ができるようになる ② 後輩のメンターになれるようになる ③ 部署の課題をとりまとめ改善提案ができるようになる	① 会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、返品、経費などコストを削減し損益の改善を図る ② 後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話をよく聞き困っている事や悩んでいる事へアドバイスする。また、自身の経験やノウハウを参考に当面の目標を設定する。 ③ 部署の予算作成から実績管理までの業務を通し、業務の問題点を抽出し改善提案を実施する。

3年目の取組目標は前頁の3年後の到達目標を記載してください。

「所属・役職」を必ず記入し
所属長が自署し、原本を提出してください。

上記内容について確認しました。

令和●年 ●月 ●日 （所属・役職） 営業部 営業第一課長
（所属長署名） 新宿 太郎

同意しました。

令和●年 ●月 ●日 （所 属） 営業部 営業第一課
（本人署名） 東京 史郎

対象労働者が自署してください。

署名日（出勤日であること）は面談実施日（支援期間開始日から1ヶ月以内）を記入してください。

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

捨

印

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 2

メンター選任・指導報告書

区分	内容
対象者氏名	東京 史郎
選任日	令和●年●月●●日 支援期間開始日から 2 週間以内に選任してください。
メンター氏名 (所属・役職・ 対象者との 関係)	【メンター氏名】 新宿 一郎 【所属・役職】 営業課 【対象者との関係】 営業課の先輩社員
メンターによる 指導結果 ※指導回数が多い場合は、適宜行 を増やして記入 ください。	【指導日】 令和●年●月●●日 指導（出勤日であること）は、支援期間中 3 回以上（3 日以上）実施してください。 目安として、1 か月に 1 回実施してください。
	【指導場所】 第一会議室 【指導内容】 今月訪問する予定の顧客に適した製品のカatalog、仕様書を使い 提案する内容について具体的に説明した。 オンラインにより指導した場合は、 指導場所を記入してください。
	【指導日】 令和●年●月●●日 【指導場所】 メンター（会社）、本人（在宅）のオンラインで指導。 【指導内容】 顧客状況の把握として、既存店の顧客へ訪問した時に対象者を帯同させ 最近の主力製品の売れ行き、ユーザーの評判・ニーズなどヒアリングの ポイントを指導した。
備考	【指導日】 令和●年●月●●日 【指導場所】 営業課 事務室 【指導内容】 販売目標の達成に関して、売上管理システムから今年度上期の実績を 出して担当エリアの売上が達成しているかどうかの確認と今後の 対応を指導した。

※指導は支援期間内で 3 回以上（3 日以上）実施してください。

上記内容のとおり指導を受けました。

対象労働者が自署し、原本を提出してください。

令和●年●月●●日（対象者署名） 東京 史郎

最後の指導日から実績報告書提出の日までの日付（実績報告書右上の日付・出勤日であること）
を記入してください。

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

捨
印

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 3

研修実施報告書

区分	内 容
対象者氏名	東京 史郎
対象者の 研修受講（実施） 目的	営業職としての心構え、商品知識の習得、営業の基本の再認識と倫理規定に沿った行動基準を習得するため
研修計画	【研修名】 初心者向け営業研修 【講師役職・氏名（※社内研修の場合）または実施機関名（※外部研修の場合）】 代表取締役 東京 一郎 社内研修の場合 株式会社都庁エデュケーション 外部研修の場合 【研修の内容】 新任営業から営業 2 ～ 3 年目を対象に営業職としての心構え、 営業の基本習得、ケーススタディによるロールプレイング実践 【実施日】 令和●年●月●日 1 日の場合（出勤日であること） 令和●年●月●日、令和●年●月●●日 2 日の場合 （いずれも出勤日であること） 【受講時間数（※2 日以上受講する場合は時間の内訳を記載してください。）】 2 時間（内訳： ） 1 日の場合 2 日の場合 4 時間（内訳： 令和●年●月●日、令和●年●月●●日各 2 時間） 【実施場所】 東京都新宿区 事務所の場合 オンライン研修の場合 外部機関（会社）と本人（会社または在宅）のオンラインで受講
対象者の 研修受講結果	【研修受講の状況】 ☒ 上記研修計画どおり実施した ☐ 計画に変更があった 【計画の変更内容（上記研修計画から変更があった場合に記載）】

※研修内容が分かる研修通知、パンフレット、テキスト（5 枚程度）のいずれかを添付してください。
※内容が異なる研修を複数回実施した場合は、別様式で提出してください。

上記内容のとおり研修を受講しました。 対象労働者が自署し、原本を提出してください。

令和●年●月●日（対象者署名）東京 史郎

研修実施日から実績報告書提出の日までの日付（実績報告書右上の日付・出勤日
であること）を記入してください。

賃金支払実績確認表（月給制）

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	株式会社都庁サービス
賃金引上げ対象従業員	助成 花子

2. 賃金の状況

年間の総所定労働時間÷12＝⑥月平均所定労働時間
(端数処理なし)

(①基本給+②～④の手当て)÷⑥月平均所定労働時間
＝⑦時間当たりの賃金額(端数処理なし)

(1) 支援期間の前月及び前々月の時間単価

		①	②	③	④	⑤	⑥＝⑤/12	⑦＝(①+②+③+④)/⑥
支払日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	基本給 (円)	手当 (円)	手当 (円)	その他手当 (円) 内訳：	年間の総所定 労働時間 (時間)	1か月の所定 労働時間 (平均)	時間当たり 賃金額 (円)
R〇〇〇	R〇〇〇	185,000	30,000	25,000		1,940	162	1,484.54
R〇〇〇	R〇〇〇	185,000	30,000	25,000		1,940	162	1,484.54
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均：								1,484

賃金計算に該当する期間の出勤簿を提出してください。

2か月の平均額(1円未満切り捨て)
最低賃金を上回っていること。

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯＝⑮/12	⑰＝(⑪+⑫+⑬+⑭)/⑯	⑱＝⑰－⑧
支払日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	基本給 (円)	手当 (円)	手当 (円)	その他手当 (円) 内訳：	年間の総所定 労働時間 (時間)	1か月の所定 労働時間 (平均)	時間当たり 賃金額 (円)	時間当たり賃金額の 引上げ前からの昇給額 (円)
R〇〇〇	R〇〇〇	195,000	30,000	25,000		1,940	162	1,546	62
R〇〇〇	R〇〇〇	195,000	30,000	25,000		1,940	162	1,546	62

(⑪基本給+⑫～⑭の手当)÷月平均所定労働時間
＝時間当たりの賃金額(1円未満切り捨て)

2か月目及び3か月目それぞれの時間単価(1円未満切り捨て)が「⑯の平均額」及び「東京都の地域別最低賃金」を60円以上上回っていること。

賃金支払実績確認表（日給制）

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	株式会社都庁サービス		
賃金引上げ対象従業員	助成 花子		

①日給÷⑤日平均所得所定労働時間＝時給
②毎月支払われる諸手当÷⑦月平均所定労働時間＝時間当たりの諸手当
時給+時間当たりの諸手当＝⑧時間当たり賃金額
（すべて端数処理なし）

2. 賃金の状況

③所定労働時間÷④週所定労働日数＝⑤日平均所定労働時間 （端数処理なし）	⑥年間の総指定労働時間÷12 ＝⑦月平均所定労働時間 （端数処理なし）
---	---

(1) 支援期間の前月及び前々月の時間単価

		①	②	③	④	⑤=③/④	⑥	⑦=⑥/12	⑧=①/⑤+②/⑦	
支 払 日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	日給 (円)	毎月支払われ る諸手当 (円)	1週間の 所定労働時間 (時間)	1週間の 総所定 労働日数 (日)	1日の 所定労働時間 (平均) (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)	
	R●●●	R●●●●	10,500	15,000	38.75	5	7.75	1,930.00	160.83	1,448.10
		R●●●●								
R●●●	R●●●●	10,500	15,000	38.75	5	7.75	1,930.00	160.83	1,448.10	
	R●●●●									
⑨引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額（⑧）の平均：										1,448

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮=⑬/⑭	⑯	⑰=⑯/12	⑱=⑪/⑮+⑫/⑰	⑲=⑱-⑨
支払日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	日給 (円)	毎月支払われる諸手当 (円)	1週間の所定労働時間 (時間)	1週間の総所定労働日数 (日)	1日の所定労働時間 (平均) (時間)	年間の総所定労働時間 (時間)	1か月の所定労働時間 (平均) (時間)	時間当たり賃金額 (円)	時間当たり賃金額の引上げ前からの昇給額 (円)
R●●●	R●●●●	11,000	15,000	38.75	5	7.75	1,930.00	160.83	1,512	64
	R●●●●									
R●●●	R●●●●	11,000	15,000	38.75	5	7.75	1,930.00	160.83	1,512	64
	R●●●●									

⑪日給÷⑮日平均所定労働時間＝時給（端数処理なし）
⑫毎月支払われる諸手当÷⑰月平均所定労働時間＝時間当たりの諸手当（端数処理なし）
時給+時間当たりの諸手当＝⑧時間当たり賃金額（1円未満切り捨て）

2か月目及び3か月目それぞれの時間単価（1円未満切り捨て）が「⑨の平均額」及び「東京都の地域別最低賃金」を60円以上上回っていること。

賃金支払実績確認表(時給制)

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	株式会社都庁サービス
賃金引上げ対象従業員	助成 花子

2. 賃金の状況

(1) 支援期間の前月及び前々月の時間単価

支払日	賃金計算期間 上段: 始期 下段: 終期	① 時間額 (時給) (円)	② 毎月支払われる 諸手当(月給) (円)	③ 年間の 総所定 労働時間 (時間)	④=③/12 1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	⑤=①+(②/④) 時間 当たり 賃金額 (円)
R●●●	R●●●● R●●●●	1,300	5,000	1,970.00	164.17	1,330.46
R●●●	R●●●● R●●●●	1,300	5,000	1,970.00	164.17	1,330.46
⑥引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑤)の平均:						1,330

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

支払日	賃金計算期間 上段: 始期 下段: 終期	⑪ 時間額 (時給) (円)	⑫ 毎月支払われる 諸手当(月給) (円)	⑬ 年間の 総所定 労働時間 (時間)	⑭=⑬/12 1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	⑮=⑪+(⑫/⑭) 時間当たり 賃金額 (円)	⑯=⑮-⑥ 時間当たり賃金額 の引上げ前からの 昇給額 (円)
R●●●	R●●●● R●●●●	1,400	8,000	1,970.00	164.17	1,448	118
R●●●	R●●●● R●●●●	1,400	8,000	1,970.00	164.17	1,448	118

⑫毎月支払われる諸手当÷⑭月平均所定労働時間=時間当たりの諸手当(端数処理なし)
⑪時給+時間当たりの諸手当=⑮時間当たり賃金額(1円未満切り捨て)

2か月目及び3か月目それぞれの時間単価(1円未満切り捨て)が「⑥の平均額」及び「東京都の地域別最低賃金」を60円以上上回っていること。

賃金支払実績確認表（出来高払制）

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	株式会社都庁サービス
賃金引上げ対象従業員	助成 花子

(①固定給+②毎月支払われる諸手当)÷⑥月平均所定騒動時間=時給
③歩合給÷④月間総労働時間=時間当たり歩合給
時給+時間当たり歩合給=⑦時間当たり賃金額
(すべて端数処理なし)

2. 賃金の状況

(1) 支援期間前の時間単価（1年分を記載すること）

支払日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	① 固定給 (最低保証額) (月給) (円)	② 毎月支払われる 諸手当 (円)	③ 歩合給 (最低保証額) (月給)(※) (円)	④ 月間総労働時間 (時間)	⑤ 年間の 総所定 労働時間 (時間)	⑥=⑤/12 1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	⑦=(①+②)/⑥ +③/④ 時間 当たり 賃金額 (円)
○・○	RO.O.O RO.O.O	173,000	5,000	42,000	188	2,030	169.17	1275.62
○・○	RO.O.O RO.O.O	173,000	5,000	42,000	205	2,030	169.17	1257.09
○・○	RO.O.O RO.O.O	173,000	5,000	42,000	200	2,030	169.17	1262.22
○・○	RO.O.O RO.O.O	173,000	5,000	42,000	198	2,030	169.17	1264.34
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1307.88
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1298.14
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1307.88
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	190	2,030	169.17	1330.44
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1298.14
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1307.88
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1307.88
○・○	RO.O.O RO.O.O	180,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1307.88
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均:								1,293

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

支払日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	⑪ 固定給 (最低保証額) (月給) (円)	⑫ 毎月支払われる 諸手当 (円)	⑬ 歩合給 (最低保証額) (月給) (円)	⑭ 月間総労働時間 (時間)	⑮ 年間の 総所定 労働時間 (時間)	⑯=⑮/12 1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	⑰=(⑪+⑫)/⑯ +⑬/⑭ 時間 当たり 賃金額 (円)
○・○	RO.O.O RO.O.O	195,000	5,000	45,000	220	2,030	169.17	1,386
○・○	RO.O.O RO.O.O	195,000	5,000	45,000	210	2,030	169.17	1,396
⑱引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑰)の平均:								1,391

(3) 引上げ後の賃金の状況（引上げ後2か月間）

⑱-⑧ 賃上げ額(円)	98
----------------	----

(⑪固定給+⑫毎月支払われる諸手当)÷⑯月平均所定労働時間=時給(端数処理なし)
⑬歩合給÷月間総労働時間=時間当たり歩合給(端数処理なし)
時給+時間当たり歩合給=⑰時間当たり賃金額(1円未満切り捨て)
⑰2か月の平均=⑱(1円未満切り捨て)
2か月目及び3か月目それぞれの時間単価(1円未満切り捨て)が「⑧の平均額」及び「東京都の地域別最低賃金」を60円以上上回っていること。



令和●年●月●●日

結婚・育児支援制度整備確認票

1. 助成対象事業者

事業主の名称：**株式会社都庁サービス**

2. 整備する結婚・育児支援制度

支援期間中に、下記に掲げる結婚・育児支援制度のうち、休暇制度から 2 つ、又は休暇制度及び一時金制度から 1 つずつ選び、整備（導入）した制度を記入してください。

○休暇制度

結婚休暇、母子保健健診休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、子供の看護等休暇

○一時金制度

結婚祝い金、新居の移転に伴う一時金、出産祝い金、入学祝い金

① 休暇制度

名称 **結婚休暇**

既に慶事休暇等の名称で、結婚時に取得できる有給の特別休暇が制度化されている場合は対象外となります。他に制度化されていない有給の特別休暇がある場合は、その制度化を行えば対象となります。

内容 **従業員が結婚する場合に、引き続き 5 日間の有給休暇を承認することとした。**

就業規則に定めた内容を簡潔に記載してください。

変更前
条文 **新設条**

新設の場合は、変更前の欄に「新設」と記載してください。

変更後
第 20 条

新たに整備した制度の改定前後の条項を記載してください。

② 休暇制度又は一時金制度

名称 **出産祝い金**

内容 **従業員に子供が生まれた場合に、子供 1 人につき 3 万円支給する。**

変更前
条文 **新設条**

変更後
第 12 条



令和●年●月●●日

介護支援制度整備確認票

1. 助成対象事業者

事業主の名称：株式会社都庁サービス

2. 整備する介護支援制度

名称 介護休暇

内容 対象家族が 1 人の場合は年間 5 日、2 人以上の場合は年間 10 日まで、1 時間単位で有給休暇の取得を承認することとした。

就業規則に定めた内容を簡潔に記載してください。

変更前
条文 新設

新設の場合は、変更前の欄に「新設」と記載してください。

変更後
第 21 条

新たに整備した制度の改定前後の条項を記載してください。



様式第10号（第15条関係）

委任状

東京都知事 殿

＜提出代行者＞

住 所	東京都●●区●● ●丁目●番●号
法人名又は屋号	●●●●●●●●●●事務所
代表者役職・氏名 (担当者氏名)	代表 ●● ●● ●● ●●
電話番号	03 (●●●●) ●●●●

上記の者に対し、「東京都正規雇用転換安定化支援助成金」の提出代行に関する手続きの権限を委任します。ただし、委任事項に対する貴所からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

令和●年 ●月●●日

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

＜委任者＞

事業主の所在地	東京都●●区●● ●丁目●番●号 ○○ビル□階
事業主の名称	株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 東京 一郎
電話番号	03 (●●●●) ●●●●

印

印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。

申請撤回届提出期限までに、申請した対象労働者全員分の申請を取り下げる場合に提出してください。

様式第5号（第10条関係）

捨

令和●●年 ●月 ●日

印

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。

※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿●丁目●番
●号 ■□□ビル●階
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 印

印鑑証明書と同じ代表者印を
押印してください。

交付申請書の右上に記入した
提出日を記入してください。

東京都正規雇用転換安定化支援助成金

申 請 撤 回 届

令和●●年 ●月 ●日付申請書により申請を行った東京都正規雇用転換安定化支援助成金について、東京都正規雇用転換安定化支援助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請します。

記

1 申請撤回理由

支援期間開始日までに対象労働者〇〇〇〇、●●●●への支援体制が整わないため。

申請を撤回する理由を具体的に記入してください。

交付申請後に申請事業主に係る変更をする場合速やかに提出してください。

様式第 8 号（第 18 条関係）

捨
印

提出日（郵送の場合は発送日）
を記入してください。

令和●年●●月●●日

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入して
ください。
※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
〇〇ビル〇階
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 太郎 ㊟

印鑑証明書と同じ代表者印を
押印してください。

東京都正規雇用転換安定化支援助成金

申請事業主に係る事項の変更報告書

交付申請書の右上に記入した
提出日を記入してください。

令和●年●月●●日付で東京都知事に申請した東京都正規雇用転換安定化支援助成金について、申請事業主に
係る事項（名称、所在地、代表者等）を下記のとおり変更したので、東京都正規雇用転換安定化支援助成金交付
要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

変更前

代表取締役 東京 一郎

所在地が変更になった場合は、郵便番号も記入してください。

変更後

代表取締役 東京 太郎

2 変更理由

令和○年○月○日付で代表者が変更

【添付書類】変更内容により、以下の書類を添付してください。

(1) 法人の場合

○ 名称、所在地、代表者氏名、代表者印のいずれかの変更の場合

・ 印鑑証明書（原本 1 通（発行後 3 か月以内））

・ （名称、所在地、代表者氏名の変更の場合）商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

〔原本 1 通（発行後 3 か月以内）〕

・ 支払金口座振替依頼書（新規・変更用）

支払金口座振替依頼書は変更用に○印をつけてください。

※振込口座に変更がある場合のみ通帳など口座名義人（フリガナ）が記載されているものの写しを添付してください。

○ 代表者印のみの変更の場合

・ 印鑑証明書（原本 1 通（有効期限 3 か月以内））

・ 支払金口座振替依頼書（変更用）

(2) 個人の場合

○ 事業地・屋号等の名称、所在地の変更の場合

・ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※変更用

個人の代表者氏名及び居住地に変更があった場合は、変更履歴が分かる証明書（住民票等）も添付
してください。

○ 代表者氏名、居住地、代表者印の変更の場合

・ 印鑑証明書（原本 1 通（発行後 3 か月以内））

・ 支払金口座振替依頼書（新規・変更用）

支払金口座振替依頼書は変更用に○印をつけてください。

・ 通帳など口座名義人（フリガナ）が記載されているものの写し※振込口座に変更がある場合のみ添付

このページは提出不要です。

変更報告書（様式第8号）提出の際に添付が必要な書類一覧

【法人の場合】

提出書類 \ 変更事項	名称	所在地	代表者氏名	代表者印	振込口座
印鑑証明 (原本1通、発行後3か月以内)	○	○	○	○	—
支払金口座振込依頼書 (「変更用」に○印)	○	○	○	○	○
通帳、キャッシュカード等の写し ※口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	—	—	—	—	○
商業・法人登記簿謄本 (原本1通、発行後3か月以内)	○	○	○	—	—

【個人事業主の場合】

提出書類 \ 変更事項	事業地・屋号等の名称	事業地の所在地	代表者氏名	代表者の居住地	代表者印	振込口座
印鑑証明 (原本1通、発行後3か月以内)	—	—	○	○	○	—
支払金口座振込依頼書 (「変更用」に○印)	○	○	○	○	○	○
通帳、キャッシュカード等の写し ※口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	—	—	—	—	—	○
個人事業の開業・廃業届出書の写し(変更)	○	○	—	—	—	—
個人事業主の変更履歴が分かる証明書(住民票等)	—	—	○	○	—	—

【個人から法人になった場合（法人成り）】

提出書類	備考
印鑑証明 (原本1通、発行後3か月以内)	法務局で証明された法人としてのもの
個人事業の開業・廃業届出書の写し(廃業)	
法人設立届の写し	事業年度が記載されていること
商業・法人登記簿謄本 (原本1通、発行後3か月以内)	

撤回届提出期限の翌日以降に事業実施計画を中止（一部又は全部中止）する場合速やかに提出してください。

捨
印

提出日（郵送の場合は発送日）
を記入してください。

様式第9号（第18条関係）

令和●年●●月●●日

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
※個人事業主の場合は、
「事業主の所在地」は住居地
「事業主の名称」は屋号
を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
○○ビル□階
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 ㊞

東京都正規雇用転換安定化支援助成金

印鑑証明書と同じ代表者印を
押印してください。

交付申請書の右上に記入した
提出日を記入してください。

中止承認申請書

令和●年●月●日付で東京都知事に申請した東京都正規雇用転換安定化支援助成金について、
東京都正規雇用転換安定化支援助成金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記の通り事業計画の

（一部）
・
全部
中止を申請します。

記

該当する方に○をつけてください。

1 中止する内容

対象者○○の支援中止

○支援期間中に事業実施計画を実施できず中止する場合は「全部」に○をつけてください。

○一部の対象労働者の退職や退職金加算がなくなったとき等により事業実施計画の一部を中止する場合は、「一部」に○をつけてください。

※交付決定後の対象労働者の変更や追加はできません。

2 中止する理由

対象者○○が●月●日付で退職し、支援事業ができなかったため。

都様式第1号内訳「5 キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給決定通知書内訳」の「支給決定内容」で申請した額に対して増額又は減額があった場合に提出してください。

(参考様式1)

東京都知事 殿

捨

印

令和●年●月●日

提出日(郵送の場合は発送日)を記入してください。

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
※個人事業主の場合は、「事業主の所在地」は住居地「事業主の名称」は屋号を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
〇〇ビル〇階
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 ㊟

申立書

印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。

令和●年●月●日付で東京労働局長に申請したキャリアアップ助成金(正社員化コース)について、令和●年●月●日付支給決定の詳細は下記のとおりです。

該当する項目に☑チェックを入れてください。

☑申請した対象労働者

対象労働者氏名	申請区分	不支給理由
●● ●● (旧姓:)	☒ 有期→正規 ☐ 無期→正規	再雇用と認定されたため
●● ●● (旧姓:)	☒ 有期→正規 ☐ 無期→正規	5%賃金台帳増を満たさなかったため

☑申請した対象労働者の全員又は一部が区分変更となった

対象労働者氏名	申請区分	支給決定区分
●● ●● (旧姓:)	☒ 有期→正規 ☐ 無期→正規	☐ 有期→正規 ☒ 無期→正規
●● ●● (旧姓:)	☒ 有期→正規 ☐ 無期→正規	☐ 有期→正規 ☒ 無期→正規
●● ●● (旧姓:)	☒ 有期→正規 ☐ 無期→正規	☐ 有期→正規 ☒ 無期→正規

☑申請した対象労働者に係る加算の全部又は一部が不支給となった

対象労働者氏名	申請した加算	決定状況
●● ●● (旧姓:)	☒ 母等または若者に係る加算 ☐ 派遣直接雇用に係る加算 ☐ その他(内容:)	☐ 支給 ☒ 不支給 ☐ 支給 ☐ 不支給 ☐ 支給 ☐ 不支給
●● ●● (旧姓:)	☐ 母等または若者に係る加算 ☒ 派遣直接雇用に係る加算 ☐ その他(内容:)	☐ 支給 ☐ 不支給 ☒ 支給 ☐ 不支給 ☐ 支給 ☐ 不支給
●● ●● (旧姓:)	☐ 母等または若者に係る加算 ☐ 派遣直接雇用に係る加算 ☒ その他(内容:勤務地限定正社員制度の新設加算)	☐ 支給 ☐ 不支給 ☐ 支給 ☐ 不支給 ☒ 支給 ☐ 不支給

☑その他:申請した額に対し増額(減額)があった

増額(減額)の内容	決定状況
生産性要件に係る加算 (金額 ●●●円)	☐ 支給 ☒ 不支給
教材費に係る加算 (金額 ●●●円)	☒ 支給 ☐ 不支給
(金額 円)	☐ 支給 ☐ 不支給

(参考様式2)

指導育成計画書 年間スケジュール表 (令和●●年●●月●●日 ～ 令和●●年●●月●●日)

令和●●年●●月●●日

事業主の名称		株式会社都庁サービス	
交付 対象者	部署名 氏名	営業課 助成 花子	現在の 業務内容
		△△商品の販売	業務にあたって 必要な資格、求 められる能力等
		所屬長	・△△商品の基本的な製品知識 ・商品説明、販売ができる接客力
		部署名・役職 氏 名	営業課 課長 次郎
		対象者 との 関係	上司

取組目標	目標達成のための ①手段・②方法	予定 実績	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	年間の取組結果
1 商品知識の習得	①製品カタログ、マニュアル (1回/3ヶ月) ②社内での研修会	予定 実績			○			○			○			○	
2 顧客情報の把握 (販売担当エリア ：○○地域)	①販店店カード(納入実績等) 顧客訪問	予定 実績													
3 販店訪問件数 (目標値：販店店〇〇件/月 新規店〇〇件/月)	①販店店カード(納入実績等) ②訪問件数の日報チェック	予定 実績													
4 販売目標の達成 (目標金額：x.x x x万円/年)	①売上管理システム ②日次、月次の売上、攻陥店の 売上管理	予定 実績													
5 売掛金のフォローと未回収の ゼロ化 (1回/四半期)	①販売管理システム ②売掛金、未回収のチェック	予定 実績			○			○			○			○	
6 返品の撲滅	①見直し、注文書など ②注文内容の確認と ダブルチェック	予定 実績													
7 クレーム対応力アップ	①応酬話法マニュアル ②応酬マニュアル使用による応酬話法 の習得と日報による(教訓)	予定 実績													
8		予定 実績													

区分	計画開始から3ヶ月	計画開始から6ヶ月	計画開始から9ヶ月	計画開始から12ヶ月	2年目の取組目標	目標達成のための手段・方法
	面談日 令和●●年●●月●●日	面談日 年 月 日	面談日 年 月 日	面談日 年 月 日	①担当エリアでの売上増 (前年比□□%アップ) と目標達成 ②営業力の強化を図る ③後輩の指導、教育が できるようになる ④クレーム対応力を アップする	①売上未達の要因分析と改善策の検討(メンターとも相談) 売上分析によるターゲット顧客の抽出。攻陥方法の検討 ②ターゲット顧客向け提案型営業の実施(プレゼン資料、POP) ③後輩と受注の成功事例、顧客獲得などに関する勉強会を実施 自分の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料作成 ④自分と同僚のクレーム事例を一元管理して情報を共有する その中で対応力を磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る
対象者	①商品の活用や応用面が不足 ②顧客情報の把握が不十分 ③売上目標の未達 (達成率：x x %/3ヶ月) ④訪問件数の未達 既存店□□件/月～△件/月 新規店□□件/月～△件/月					
所屬長	①さらなる製品知識の習得が 必要。特に○○製品とその 応用 ②メンターとよく相談して 効率的な訪問(ルート・ スケジュール)を実行する こと ③売上目標の未達は顧客情報 の把握不足や訪問回数が十 分でないことが原因と思わ れる。それらの改善で売上 増を期待する					

本人と面談の上進捗状況を記載して下さい	3年目の取組目標	目標達成のための手段・方法
	①担当エリアの損益管理が できるようになる ②後輩のメンターになれ るようになる ③部署の問題をとりまとめ 改善提案ができるように なる	①会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、 返品、経費などコスト削減の改善を図る ②後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話しをよく聞き 困っている事や悩んでいる事へアドバイスする。また、自分 の経験やノウハウを教え当面の目標を設定してあげる ③部署の予算作成から実績管理までの業務を通し、業務の 問題点を抽出し改善提案を実施する